

# 保育士不足解消されず

# 無資格者半数も認可

国が新設する「小規模保育」の基準案が二十九日、政府の子ども・子育て会議の部会でまとまった。焦点の一つだった保育士の国家資格者の割合は半分以上にとどめ、残り是一定の研修を受けた人とする当初の事務局案通りに決まった。全員が資格者である現行の認可保育所(定員二十人以上)に比べて大幅な引き下げとなり、保育の質の低下が心配される。

## 小規模保育 国基準案が決定

小規模保育		認可保育所
6~19人	人数	20人以上
全職員の半数以上	保育士の有資格者の割合	全職員
一定の研修を受講	無資格者への対応	—
1人当たり3.3平方メートル以上	屋外の遊び場(2歳児)	1人当たり3.3平方メートル以上
自園調理が原則だが、どこかの施設に搬入	給食	自園調理

小規模保育は、定員六~十九人で、ゼロ~二歳児を預かる。新規参入のほか、認可外の東京都認証保育所や横浜市保育室など自治体独自の保育のうち小規模の移行が見込まれる。事務局案は、保育職員のうち資格者の割合を二分の一以上とし、資格者の割合を高めることと補助額も増やす仕組み。この日の会議では「多様な施設が移行できる」「公定価格(補助額)に反映することで質が向上できる」と賛成意見が多かった。これに対し、「高い質を目指すのに、二分の一を恒久的な基準とすべきではない。当面の制限措置にしてはどうか」との提案もあったが、盛り込まれなかった。

また、小規模保育施設の面積の目安は、認可保育所とほぼ同じ広さとされた。職員配置は、認可保育所基準に一人加える。

いるだろうが、保護者は明らかに見極められるだろうか。資格は誰にでもわかる品質保証されたこれまでの施策の結果でもよい。なぜ、それを基礎に保育結果でもよい。

少人数の保育なら、資格者でなくてもよいのか。納得いく説明が欲しい。

(柏崎智子)

## 保護者不安に 説明できるか

小規模保育は二年後に本格実施されるが、先行整備する自治体に對しては、早ければ本年度中から国が補助をする。

本来、保育は、専門知識を学んだ資格者が行うのが原則だが、待機児童対策が待ったなしで保育士不足が言われる中、質よりも数量という議論が通りやすくなっている。

資格者以外は、一人資格がなくても素晴らしい保育をする人は

から、家庭的保育者(保育ママ)を充てることされたが、その現場では資格者が多く、むしろ小規模だからこそ資格に裏付けられた知識、技能の高さが必要という意見だった。